

令和5年度 桑折町農作業標準賃金表

令和5年度農作業標準賃金額を下記のとおり定めましたので、この標準額にご協力願います。

桑折町農業委員会

作業区分		単位	賃金	摘要		
臨時雇	一般作業	1日当り	6,880円			
	果樹作業	せん定	1時間当り		1,250円	
		摘花果	1日当り		6,880円	
		袋かけ	1日当り		6,880円	
	あんぽ柿の加工作業全般		1時間当り		860円	
請負	畑作業	畑耕起	10a当り	6,800円	未整理地区及び形状条件等による割増は、3割増以内とする。	
	水田作業	水田耕起(ロータリー)	10a当り	6,800円		
		代かき	10a当り	6,800円		
		田植機による田植	10a当り	7,500円		角植含む 薬剤散布、側条施肥は別途協議
		コンバイン	10a当り	30,000円		刈り取りから乾燥・調整まで。結束分は別途協議
		もみすり	60kg当り	1,000円		
		乾燥・調整	60kg当り	2,000円		
	果樹の薬剤散布		100ℓ当り	1,000円		薬剤は委託者持

- 臨時雇1日当り、8時間を基準とする。
- 請負作業賃金には、消費税は含まれておりません。
- 令和5年度中に最低賃金に変更され、ここに定められた作業賃金が、最低賃金を下回る場合には最低賃金以上の額に読み替えるものとする。
- 令和5年4月1日より令和6年3月31日まで適用となりますので、目安としてご利用ください。